

人材紹介委託契約書

株式会社テクノウェアシंक（以下甲という）と、一般財団法人雇用開発センター（以下乙という）とは、甲の人材の採用に関わる人材紹介業務の委託に関し、次の通り契約する。

（委託事項）

第1条 甲は乙に対し、甲が必要とする人材の探索、紹介および人材確保等に関するコンサルティング業務を委託、乙はこれを受託する。

（併願）

第2条 甲は、乙が紹介した人材が、乙の紹介する甲以外の企業の求人に応募する可能性があることを確認する。

（直接契約の禁止）

第3条 甲は、本件契約期間中および本件契約終了後において、乙に対して通知することなく、乙が甲に紹介した人材と直接連絡をとり、または当該人材を採用してはならない。

2. 甲は、乙が紹介した人材と、乙が紹介した人材を初めて紹介した時より前に他の方法により接触していた場合には、直ちに乙にその旨を通知する。

3. 甲が、本条の規定に反した場合、甲は、乙に対し、第5条に定める報酬の2倍の金額を違約金として支払うものとする。

（活動事項）

第4条 乙は甲より委託された業務により、その計画の段階から参画し、甲の意図することを十分に把握し、誠実に実効ある内容を甲に提供する。

（報酬）

第5条 本契約に基づき、乙が甲に紹介した人材を甲が採用することを決定した場合は、甲は乙に成功報酬として、採用決定した人材の入社日の翌月末に次の通り支払うものとする。

（1）原則、採用決定による成功報酬：採用人材の年収の30%（税別）

『年収』とは次のいずれかの額をいうものとする。

① 甲が採用人材に明示した年俸の額。

② 甲が採用人材に明示した月額給与（残業手当、通勤手当を除き、算定可能な諸手当全てを含む）の12ヶ月分と年間基準賞与

（2）採用決定者が入社した後、下記の期間内に自己都合により退職したときは、乙はその期間に応じ次の割合により、前項により支払われた報酬を人材の退職日より起算して1ヶ月以内に甲に返還する。

1ヶ月以内……………80%

1ヶ月超3ヶ月以内……………50%

3ヶ月超6ヶ月以内……………10%

6ヶ月超……………返金なし

但し、初回の契約が6ヶ月以内の契約更新の場合は、継続契約期間において6ヶ月超になった場合は、返金なしとする。

- (3) 乙が本契約を履行するにあたり支払った経費は別途甲・乙間の合意がない限り乙の負担とする。

(離職状況の確認)

第6条 乙が、甲に対し、6ヶ月以内に離職した被採用者の人数等についての調査を行う場合には、甲はその調査に協力するものとする。

(オーナーシップ)

第7条 甲が、乙から紹介された人材の不採用を決定した後、その決定の時から1年以内に当該人材と雇用契約を締結しようとする場合には、乙が本件業務を遂行したものとみなし、第3条に定める報酬を支払う。

(秘密の保持)

第8条 甲・乙、双方はこの契約に関連して相手方から得た情報等を本契約の履行のため以外に使用してはならない。また、一切を第三者に漏らしてはならない。これは、本契約が終了した後も同様である。但し、すでに公知であるもの、受取り側においてすでに知っていたもの、または、甲または乙の責任によらず公知になったものについてはこの限りではない。

2. 甲および乙は、乙が紹介した人材（採用に至らなかった者を含む）の個人情報を漏洩させないよう万全の措置を講ずるとともに、これらの情報を正当な理由なく第三者に提供することおよび本契約の履行のため以外に使用してはならない。
3. 甲は、乙の紹介した人材を採用しないことを決定したときは、乙から開示又は提供を受けた当該人材の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ廃棄をしなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第9条 甲および乙は、以下の各号について表明し、保証する。

- (1) 自己、または自己の役員、重要な地位の使用人、これに準ずる顧問等、経営に実質的な影響力を有する株主等（以下、「自己の役員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下総称して、「反社会的勢力」という。）ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。
 - (2) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。
 - (3) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
 - (4) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力に対して貸金等を提供し、または便宜を供給するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと、または今後もそのようなことはないこと。
 - (5) 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して、相手方および相手方の役職員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先等（以下、「関係先等」という。）に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方および相手方の関係先等の名誉や信用を毀損せず、相手方および相手方の関係先等の業務を妨害しないこと。
2. 甲または乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、本基本契約を解除することができる。
- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合

(2) 甲または乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、甲または乙の信用を毀損し、または甲または乙の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為を行った場合

(3) 甲または乙の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合

(人権尊重の遵守)

第10条 甲および乙は、本契約の遂行に当たり、次の各号に定める内容を遵守する。

(1) 国際人権章典 その他人権に関する国際規範を尊重する。また、事業活動を行う国・地域における法令や規制を遵守するとともに、当該国・地域の法令等が国際的に認められた人権の原則と相反する場合は、当該国・地域の事情も勘案しつつ、国際的に認められた人権の原則を尊重する。

(2) あらゆる事業活動において、基本的人権を尊重し、人種、国籍、性別、年齢、出身、世系(門地)、社会的身分、信条、宗教、身体的特徴、障がいの有無、性的指向、性自認、妊娠などによる差別を行わない。

(3) 人権を尊重する企業風土を醸成するとともに、多様な価値観を尊重し、社員一人ひとりの心身の健康や安全に配慮した働きやすい職場環境づくりに取り組む。

(損害賠償)

第11条 甲および乙は、相手方が本契約に違反したことにより、損害を被った場合は、当該相手方に対して損害賠償を請求することができる。

(保証の否認)

第12条 乙は、甲に提供した人材に関する情報の正確性を保証しない。

(身元保証否認)

第13条 甲は、乙が甲と乙が紹介した人材との間で締結される雇用契約に関して、当該人材の身元保証人としての地位にあるものではなく、甲が当該人材を採用後に、当該人材が、甲または第三者に損害を与えた場合であっても、乙は当該人材の故意または過失に関わらず、かかる損害を賠償する責めを負わないものとする。

(契約期間)

第14条 本契約の契約期間は、契約締結時より1年間とする。但し、契約満了の1ヶ月前までに、甲・乙いずれかの一方による解約の申し出がない場合には、さらに1年間契約を更新するものとする。以降もまた同様とする。

(不可抗力)

第15条 乙は、天変地異、法令またはこれに準ずる規則の制定または改廃、公権力による処分その他自らの合理的支配が及ばない不可抗力を原因として本件業務が停止した場合には、これにより甲に損害が生じたとしても、一切の責任を負わない。

(協議)

第16条 本契約に記載なき事項については、その都度、甲・乙、双方の協議のうえ決定する。

(合意管轄)

第17条 本契約に関し、当事者間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本契約の成立を証として、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。
なお、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した
文書はその写しとする。

2024年11月1日

(甲) 東京都港区西新橋1丁目1番1号
株式会社テクノウェアシンク
代表取締役 川口邦彦

(乙) 東京都千代田区永田町1丁目11-28
一般財団法人雇用開発センター
代表理事 中道浩

有料職業紹介事業許可番号 13-ユ-309694